



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 上浦、大石
(電話) 06-6949-6445

令和4年11月24日

路線バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

令和4年7月9日(土)、午後12時19分谷上駅発神戸駅前行きの158系統において、新開地東口停留所内から乗車する旅客がいらないと思い込み、当該バス停留所を停車することなく通過し、定められた運行計画に従い業務を行わなかったもの。

2. 処分年月日

令和4年11月24日

3. 処分対象事業者及び営業所名

阪急バス株式会社(法人番号6120901019848)
唐櫃営業所(兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字山町1399-2)

4. 行政処分の概要

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分(対象車両2両)

5. 法令違反条項

道路運送法第16条第1項違反
(事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点
当該事業者が付された累積違反点数 4点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会(ハイタク部会)、兵庫県政記者クラブ